平成２１年（フ）第２４９号
山口県下関市山手町５番13号　都荘
債務者　安原　晋吾
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８４９号
愛知県春日井市味美町２丁目19番地　レヂデンス尾崎１Ｇ、住民票上の住所愛知県小牧市東２丁目466番地
債務者　渕上　敦浩
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９３号
熊本県合志市豊岡2000番地1556
債務者　前原　豊紀
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４９４号
熊本県合志市豊岡2000番地1556
債務者　前原　英子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０７号
沖縄県沖縄市越来３丁目14番45号　仲宗根方
債務者　稲福　淹子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０８号
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原540番地　崎浦アパート302号
債務者　北川えり美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１７２６号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地18棟106号
債務者　小俣　久子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６号
島根県出雲市上塩冶町201番地２　メゾン築山Ｂ―101
債務者　エムエム工業こと　松本　光明
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９２号
島根県大田市久手町波根西1770番地６
債務者　田原　富雄
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９３号
島根県大田市久手町波根西1770番地６
債務者　田原　節子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１４７７号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目９番６―902号
債務者　松尾幸一郎
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３５号
神奈川県藤沢市大鋸1221番地の３グリーンヒル201
債務者　佐藤　　毅
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２６号
広島県福山市城見町１丁目１番24―703号、旧住所福岡県中間市中間１丁目６番10号
債務者　松尾　　修
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１３５号
山口県周南市橋本町２丁目31番地　原田方
債務者　宮崎　淳也
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１４１号
山口県周南市若草町637番地の14
債務者　秋積智恵美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第８１号
栃木県那須塩原市一区町315番地６
債務者　宮本　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部